

好川産業株式会社 行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を図りやすくする環境を整備するとともに、子育てをしていない従業員も含め周りがサポートし、多様な働き方の構築を検討する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 12 月 31 日 までの 4 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中や産休、育児休業復帰後の相談窓口を強化し、面談内容を生かした施策を実行する。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 妊娠中や産休、育児休業復帰後の相談窓口を設置し、産休前、育休復帰後に人事面談を行う流れを構築する。
- 令和 5 年 4 月～ 面談後に人事部門と管理者で協議し、本人の事情を考慮した弾力的な勤務体系を構築する。

目標 2：「仕事と子育ての両立」について、全従業員の理解を深め、育児休業から復帰した者をサポートできる体制を整える。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 当社の育児休業取得の実績を社内で周知するとともに、仕事と子育ての両立に関わる法律、行政のガイドライン、他社の取り組みなどの社会的な状況を、社内で情報共有する。
- 令和 5 年 4 月～ 育児休業から復帰した者のサポートについて、2 人体制などの勤務環境を、個別具体的に検討する。
- 令和 5 年 4 月～ サポート体制について社内で公表するとともに、子育てをしながらでも働ける環境づくりに理解を得られるよう取り組む。

目標 3：休暇取得や残業といった勤務管理上の課題を調査し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整える。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 従業員の勤務実態を管理している管理者に対して、課題があるか否かヒアリングする。
- 令和 5 年 4 月～ 振替休日の取得ができていない、所定外残業時間が多い、といった課題が見受けられれば、その原因を明らかにする。
- 令和 5 年 4 月～ 課題に対し、具体的な改善策を検討し実施する。